

## 令和 2 年伊豆市議会 1 月臨時会会議録目次

### 第 1 号 (1月21日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	3
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	1 4
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	1 5
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	1 7
○閉会宣告	1 8
○署名議員	2 1

## 令和2年伊豆市議会1月臨時会

### 議事日程(第1号)

令和2年1月21日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第1号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算(第8回)  
日程第 4 議案第2号 伊豆市印鑑条例の一部改正について  
日程第 5 議案第3号 伊豆市立認定こども園条例の一部を改正する条例及び伊豆市児童発達支援センター条例の一部改正について  
日程第 6 議案第4号 財産の減額貸付の変更について
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(15名)

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 波多野 靖 明 君 | 2番  | 山 口 繁 君   |
| 3番  | 星 谷 和 馬 君 | 4番  | 間 野 みどり 君 |
| 5番  | 鈴 木 正 人 君 | 6番  | 下 山 祥 二 君 |
| 7番  | 杉 山 武 司 君 | 8番  | 三 田 忠 男 君 |
| 9番  | 青 木 靖 君   | 10番 | 永 岡 康 司 君 |
| 11番 | 小長谷 順 二 君 | 12番 | 小長谷 朗 夫 君 |
| 13番 | 西 島 信 也 君 | 14番 | 杉 山 誠 君   |
| 16番 | 木 村 建 一 君 |     |           |

### 欠席議員(1名)

- 15番 森 良 雄 君
- 

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健康福祉部長	右 原 千 賀 子 君	建 設 部 長	山 田 博 治 君

---

### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 浅田茂治 次 長 永沼健一  
主 査 鈴木恵美子

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日、15番、森良雄議員より欠席の届けがありましたのでお知らせいたします。

ただいまから令和2年伊豆市議会1月臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下職員の出席を求めましたので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。12番小長谷朗夫議員、13番西島信也議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第3、議案第1号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）について、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

議案第1号について、提案理由を申し上げます。

本案は、新こども園建設工事の年度内の完了が見込めなくなったことに伴う補正として、継続費の変更と繰越明許費の追加をお願いするとともに、本年度実施予定の施工監理委託料や園舎建設工事費などの一部を次年度に先送りするため1億9,282万円を減額する一方、12月議会でもお願いしましたがふるさと納税が見込みを上回ったため、その返礼品購入費とシステム使用料として4,549万円を計上いたしました。

また、オリンピック関連道路である市道大野中ノ沢線の台風19号に係る災害復旧工事費として3,000万円を計上するとともに災害復旧事業の繰越明許費を変更するほか、今月上旬、これは1月10日でございますが、ごみ焼却処理施設のクレーンが破損しその対応のための焼却処理委託料など465万円と予備費を600万円増額するなど、差し引き668万円を減額し、歳入歳出予算額を204億5,610万8,000円とするものでございます。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

それでは、議案第1号 一般会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の4ページ、5ページをお願いします。

まず、第2表、継続費の補正でございます。

こちらにつきましては、この後、条例の改正でもお願いいたしますが、新こども園の建設事業につきまして、今年度内の完成が見込めなく、来年度へ繰り越す必要があることから継続費の年割額の変更をお願いするものでございます。総額につきましては、10億1,250万円に変更ございません。令和元年度の予算6億2,390万円のうち、来年度へ1億9,281万6,000円を繰り越すために年割額の変更をお願いするものでございます。

続いて、第3表、繰越明許費の補正でございます。

こちら、まず追加としまして、総務費、総務管理費の新こども園のネットワーク移設事業、こちらは新こども園の建設に伴い光ケーブルの新設や現在の東こども園からのネットワークの移設等に係る経費346万1,000円をこども園の竣工に合わせてやる必要があることから繰り越しをお願いするものです。

民生費の児童福祉費、新こども園建設事業ですが、こちらはやはり現在の建物の完成と同時に屋外の遊具の設置工事や施設備品や教育備品、その他消耗品等々ございますが、それら

を工事の進捗に合わせて施工する必要があるため、6,823万8,000円を来年度へ繰り越しをお願いするものです。

いずれもこども園の建設が次年度へ繰り越されるということに伴う明許でございます。

続いて変更でございます。

こちらは、災害復旧費としまして、先ほど市長申しましたオリンピック関連道路の災害復旧を今回計上してございます。道路橋梁災害復旧事業としましては、総額で7億9,820万円を繰り越し設定してございますが、今回、大野中ノ沢線の3,000万円の工事費を追加してございますので、補正としまして繰越明許費を3,000万円増額し、8億2,820万円とするものでございます。

続きまして、6ページ、第4表、地方債の補正でございます。

こちら、新こども園の建設と災害復旧費に絡むものでございます。

新こども園の建設事業につきましては、先ほど申したとおり令和2年度、次年度へ1億9,281万6,000円を繰り越します。その分の合併特例債95%に相当する1億3,110万円を減額して、補正後としましては6億1,930万円から4億3,620万円へ変更するものでございます。

続いて、道路橋梁災害復旧費につきましては、先ほど申しましたとおり起債として3,000万円全額充当する予定でございますので、3億8,640万円に3,000万円増額し4億1,640万円に補正するものでございます。

そのほか詳細でございますが、まず、歳出の12、13ページをお願いします。

今回の補正の一つとしまして、先ほど市長申しましたとおりふるさと納税でございます。12月議会でふるさと納税の増額が見込まれるということで返礼品等の補正をお願いしたところでございますが、このたび12月末をもって予算では5億5,000万円を見込んでおりましたが、12月末をもって5億8,000万円までの寄附がございました。今後、例年どおりの納税と、ここに来て2回、返礼品とシステムの補正をお願いしているということもございまして、若干の余裕を持って1億円の増額を計上しました。それに伴いまして返礼品とシステム使用料について合わせて4,548万8,000円をお願いするものでございます。

3款のこども園費でございます。こちら、先ほど申したとおり継続費の変更に伴いまして、今年度予算を1億9,281万6,000円、来年度へ年割額を変更するため、減額するものでございます。内訳につきましては、施工監理委託料、こども園の建設工事、新こども園の進入路の工事等になってございます。

4款衛生費でございます。こちらにつきましては、先ほど市長申しましたとおり清掃センターのクレーンのバケットが破損したということで緊急修繕をしております。昨日の20日までに委託等を終了し、本日から平常業務に移っておりますが、この緊急修繕に対応するために現計予算、予備費等を充用して対応しました。今後、不測の事態が生じることも考えられますので、収集運搬の委託料、そして焼却の委託、こちらにつきましては今回の事故

に伴いまして伊東市や土肥戸田衛生センターに委託してございます。今後、万が一のために、やはり土肥戸田衛生センターのほうへ委託することも考えられますので、そちらの委託料を計上してございます。委託料としては465万2,000円をお願いするものでございます。

続きまして、14、15ページの11款災害復旧費でございます。先ほど来申しておりますオリンピック関連道路の市道大野中ノ沢線の復旧費として3,000万円を計上してございます。

13款諸支出金としましては、ふるさと納税1億円の増額を見込んでございまして、こちらを基金に積み立てるための1億円。

14款予備費、こちらにつきましては、清掃センターの緊急修繕や焼却委託等、予備費を600万円充用してございます。今後心配されます施設外等への対応のために充用額相当の600万円の予備費の補正をお願いするものでございます。

戻っていただきまして、歳入の10ページ、11ページでございます。

こちらは、ふるさと納税の寄附金1億円と財源調整のための財政調整基金の繰入金4,642万4,000円、市債としましては、合併特例債を1億8,310万円減額、災害復旧債としまして3,000万円の起債を新たに計上するものでございます。

補足につきましては以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、ただいまから議案第1号について質疑を行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也でございまして。

質疑がないかという議長からのあれですけれども、大体、議案を開会の直前にわけるといって、こういうこと自体は今後やめていただきたいと思うんです。もっと余裕を持って何日か前に配付してくれなきゃ、そりゃ議運がやっていないからどうだかという話もありますけれども、だったら議運はどんどんやればいい話で、大体、こんな半に始まって10分でこれを検討しろといったって、それは無理な話なんです。大体において、そういうことをぜひ改めて、これは議会の問題ですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、質疑に入るわけですけれども、2点あるわけで、今、急に見たわけがよくわからないということなんですけれども、13ページが一番下の焼却処理事業、焼却処理委託料361万8,000円、先ほど総務部長さんから説明あったんですけれども、何か言っていることがよくわからなかったわけなんですけれども、一体この焼却処理委託料というのはどこへ委託するのか。どうも総務部長さんの話ですと、もうこれやっちゃったよというような、修理は済んで、焼却処理委託ですから、土肥戸田へ運んだということじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺がよくわからない。済んでいるのをやったのか。先ほどはこれからもある

かもしれないからなんていう、これがまた何があるのかよくわからない。そこら辺を説明していただきたいと思います。

それから、15ページ、上の工事請負費3,000万円、道路橋梁災害復旧事業ということですが、けれども、これ大野中ノ沢線と今おっしゃいました。これ、大体どこなのか、よくわかりません。あそこに県道に、今、大規模な崩落があって、まだ何も手をつけていないところがあるわけですが、あそことは関係ないのかどうなのか、お伺いをいたしたいと思います。

場所、大野中ノ沢線3,000万円の場所と、それで、これいつまでかというと令和元年度です。3月中だと思えるんですけども、3月中に直って、修善寺駅からサイクルスポーツセンターまでめでたく開通するのかどうなのか、それをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。2点において。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） それでは、1点目の部分で焼却処理事業におけます焼却処理委託料について、説明をさせていただきます。

今回、クレーンの破損で焼却ができなくなったという部分で、業者との工程をすり合わせて2週間程度、1月28日までの工程を組んでおりました。焼却処理を委託する場所ですが、土肥戸田のセンター、それといつもお願いしております伊東市、その2カ所、収集をしたものを運んでいただくという部分で、その運んだやつを焼却していただく費用でございます。

その部分で、予定でいきますと1月21日までの部分については現の予算の範囲内と予備費を充当させていただいて処理をさせていただく経費ということでございます。

それで、今回の補正については、2週間分とっておりますので本日より1月28日までの収集運搬と焼却処理の経費を補正ということで計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、建設部長。

○建設部長（山田博治君） まず、場所はどこかということですが、すみません、位置図を皆さんの前に配付してありますので、これを御確認していただきたいと思います。場所は、この位置図でいきますとオリンピックの会場がペロドロームですが、その少し西側のところのC S Cの事務所へ行くところの道のちょうど分岐のところになります。この路肩が崩落したということになります。

いつまでということですが、議案書の5ページに繰越明許費の補正ということで下の段に災害復旧費を、補正前は7億9,820万円、補正後はプラス3,000万円を追加していますので繰り越しをお願いしたいと思います。

一応、予定は6月上旬ぐらいをめどに作業を進めたいと思っております。

以上です。



○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。款ごとをお願いいたします。

西島議員。

○13番（西島信也君） 廃棄物のクレーン修理の焼却処理委託料ですけれども、これは一部もうやっちゃって送っちゃっているよというような話で、ちょっとこれも困ったことだと思うんですけれども、緊急でしょうかないということがあるわけだと思うんです。

ですから、そちらのほうは焼却処理委託は一応いいとしまして、次の款へいきまして、災害復旧ですけれども、これは私ちょっと見落としていましてよく見ていなかったわけで、これはサイクルスポーツセンター、競輪学校のすぐ手前だということなんですけれども、オリンピックの道路という、先ほど市長からもお話あったわけですけれども、これは直接この議案には関係ないと思うんですけれども、これは市長にお伺いしたいと思うんですけれども、大野橋の300メートルぐらい上に大規模な崩落がありますよね。あれ県道ですけれども。市長さんに聞きます。あれについては、県道だからおら知らねえよということなんですか。それとも何か県に働きかけているんでしょうか。これ、オリンピックのことですから、オリンピックは市長さんも大分宣伝していらっしゃるから。通れないじゃしょうがないと思えますけれども、そこら辺、どうお考えですか。

○議長（三田忠男君） 県道ですよ、そこは。

○13番（西島信也君） 県道だけでも聞いているということ。オリンピックの道路なんだから。

○議長（三田忠男君） 議案外でどうでしょうか。答えられますか。

○13番（西島信也君） どういうふうに県へ働きかけているかということ。オリンピック道路ということ。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時51分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほどの西島議員の質問につきましては議題外の質問ですので、これを許可できませんので、続けて再質問がありましたらお願いいたします。

13番、西島信也議員。

○13番（西島信也君） 答えられないっておっしゃいましたけれども、確かに議案に関してじゃないですけれども、関連しているわけですよ。これ、修善寺駅から大野、競輪学校、サイクルスポーツセンターへ行く重要な道路ですから、ほかに道路がないですから迂回路といってもずっと山の中へ行かなきゃならないわけです。こんな狭い道を。バスなんてとても通れない。

私が聞いたところによると、あそこはもう、今、完全にもう通行止めになっていまして人も通れないようになってきていると思うんです。私、この前見にいったら。

4月だか何月だかに片側交互通行にするとかという話で、それで今までどおりになるにはオリンピックが終わった後だと、そういうことを聞いたんですけれども、そこら辺もちゃんと、そんなことでいいのかなど。これは大事な議会でやっているんです。議会でやって、それで答えられないなんていうのは大体おかしいということであって、これはぜひ反省としては悪いですが、そこら辺はやってもらいたいと思います。

○議長（三田忠男君） 議題に戻って質疑をお願いいたします。

西島議員。

○13番（西島信也君） じゃ、もう一回聞きますけれども、そのことについて、いつ、どこでやるか、答えてくれるか。何か全協でやるかという話がありましたけれども、そこだけ言ってください。

○議長（三田忠男君） 議長の所見でよろしければ、2月議会の一般質問でやったらいかがでしょうか。この議題はよろしいですか。ほかには質疑ございませんか。終わりでよろしいですか。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど、西島議員のほうで補正の部分を使っちゃっているというような表現をされておりますが、私の説明がいま一つよくなかったのかと思ひまして、改めてもう一度説明をさせていただきます。

今回の部分については修理の期間を2週間と見込んだと。昨日までの経費については、現の予算と予備費からの充当で充てさせていただくと。本日の予算の議決をいただいた後、本日より28日までの経費を補正予算に計上させていただいているということでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） ほかに質疑ございませんか。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第1号の中の、今、質疑が行われました一般廃棄物の収集処理事業について、ちょっと整理したいものですからお尋ねします。

急遽、クレーンバケットが緊急修理しなければならなかったと。それで、今の部長及び総務部長の説明ですと、今言ったように、今までの予算の中で充当してきたと。そちらのほうで使ったよと、ここまではわかったんです。そこはわかったの。

きのう直りましたと。ということは、委託料が発生していないのかなと思ったんですが、さらに委託すると。そうすると、クレーンは直ったんだけど、ちゃんと完全に焼却にいかないものだから、他のもう一つの沼津と伊豆市のほうに委託すると。伊東も委託するよと

いう提案ですか。この委託するって何なのかがよくわからなくなったものですから、まだ委託をせざるを得ないような状況が、今、伊豆市の焼却場として稼働しないから委託するのか。

私の聞き間違いかもしれませんが、総務部長の最初の提案ですと、またあり得るかもしれないですよ、これが。委託が。あり得るかもしれないから、将来にわたって予備的に委託料として予算として計上すると。ひょっとしたらこれを使わなくても済むかもしれないと私は理解したんですが、すみません、わかるようにもう一度説明してください。お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） ただいまの部分の質問でお答えをさせていただきますが、先ほど総務部長が申したとおり、私どもが経費を算出したしまして補正予算に上げさせていただいた部分は、現の予算と予備費を充当している部分が昨日までの経費、本日からの部分については28日までという部分を予定しておりましたので、収集運搬と焼却処理の委託という部分の経費を計上はさせていただいております。

ただし、修理が18日に完了いたしまして、試験的に18日から昨日まで焼却処理、また、収集運搬を臨時でやっております。伊東、土肥戸田、2施設へ運ばせていただいております。その部分はきのうの部分で、先ほど申したとおり予備費等の充当で経費的には賄う予定でございます。

ただ、今後、また臨時に故障とかそういった部分、緊急停止等もあるということで、現予算を使い切っているという部分を考えますと、今回の修繕工事で見込んでおります補正額についてはそのまま計上をさせていただきたいということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

16番、木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません、私の聞き間違いだったら本当に申しわけないんですけども、もう直りましたと、クレーンバケットが緊急修理して直りました、きのうから動き始めました、そうすると、単純に考えてもうこの委託しなくたっていいじゃないのと思っちゃうわけですよ。

今回提案している中身がよくわからないんです。今までの委託料等々が、焼却施設の事業費のお金を使っちゃったものだから、委託料含めて使いましたと、だからもう極端に言って何かあと1カ月、2カ月の中にお金がありませんと。事業費として。予算として。ないんだから、それを何かあるかもわからないから近い将来に向かってその委託が発生するかもしれないから今回提案しているのか、もしくはまだ不十分だから、まだ委託していますよという委託料として、現にもう少し委託するかもしれないからこの委託料を提案しているのかということ2つ思っていたものですから、ちょっと整理させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 今回の補正予算につきましては、あくまでも2週間分の部分で、現予算を使った部分、予備費で充当させていただいている部分、それが昨日までということで、本日より28日までの予定をしております部分について補正を上げさせていただいていると。ただし、実情といたしまして、清掃センター、焼却処理ができるようになったという部分で昨日完了していると。

今後の部分について、現予算を使い切っているという部分、老朽化している施設でございますので、突発的な事故等も予想されることを懸念して今回の修繕の部分で経費を見積もっていた部分はそのまま3月までの部分で万が一の部分で対応できるための予算として計上をさせていただきたいということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

16番、木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません。

今、1月28日までの分も入っていますよと言われましたけれども、ということは、1月28日まで、まだ今のクレーンバケットを緊急修理したんだけどまだ不完全だから委託するという意味なのか、よくわかりません。

さらに、それで足りないから、もうちょっとそれに1月28日までの相当の委託料プラスアルファ、何があるかわからないから委託料もこの中に入っているという提案なのかどうか、もう一度お尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） いろいろ予算を組んでいるときに市民部のほうと協議させていただきまして、私、先ほど申したとおり、市民部長が1月28日というのは、いわゆるこれから1週間相当分、3月までの1週間相当分の経費として現計予算はもう既に使っているということと、一応、緊急修繕が発生したような事案ですので、今後2カ月半の間にどういう事故とか故障があるかわからない。そうすると、緊急停止した場合にはまた委託料が発生します。そのときには、現計予算を既にきのうまでに使い切っていますので、28日というのは当初予定していた1週間相当の委託費をここで3月いっぱいのために予算を計上させてもらいたい、緊急的に対応するための予算として計上させていただきたいということで、何もなければ予算執行することはございません。それが1週間相当という計算でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質疑は終わります。

ほかにございませんか。

9番、青木靖議員。

[9番 青木 靖君登壇]

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。



一応、3月までで94%のこども園の建設工事はできるというところで行っております。

あと何が残るかといいますと、内装の仕上げと、あと外構植栽と舗装工事等が主なところになると思います。

工期は、一応、今予定しているのは、これからですけれども、5月の中旬ぐらいをめどに完成させる、できれば4月中には完成させたいというところであります。

こども園の進入路につきましては、今現在、94%できていまして、できていないのは最終的なこども園ができていないものですから、防護柵の設置とか、あと一部舗装ができない部分があるというところで、その部分でございます。一応、もう全て工期は同じ5月の中旬か4月いっぱいには全て終わらせたいと。

進入路の工事の舗装工事につきましては、現在66%になっております。この舗装工事は、最終的に全て現場が終わらないと舗装できないものですから、舗装工事と、あとは区画線とか安全施設、そういうものがこれから発生するということになります。

あと、遊具につきましては、遊具の工事は、今、発注かけていますけれども、建物の関係がありますので、4月中には遊具を全部設置していきたいと思います。

最終的には、全て4月終わりか5月15日には全て完成させる予定でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） これで青木靖議員の質疑は終わります。

ほかにございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）の採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第4、議案第2号 伊豆市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第2号について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたため、印鑑条例の一部を改正するものでございます。

詳細について、市民部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第2号 伊豆市印鑑条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

ただいま市長が申したとおり、法律の施行によりまして印鑑登録証明事務処理要領が改正をされております。この要領を引用しております伊豆市印鑑条例につきまして、その引用部分等について改正をするものでございます。

議案書につきましては17ページから、19ページからの新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、登録資格を規定しております第2条第2項第2号ですが、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」ということに改めます。

また、21ページで、印鑑登録の抹消を規定しております第15条第1項第2号の「後見開始の審判を受けたとき」を削除いたしまして、条ずれを訂正させていただきます。

これらの改正部分につきましては、法律の趣旨に沿って心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査しということで、能力の有無を判断する規定の適正化ということで所要の手続を規定するものでございまして、実務といたしましては、成年被後見人から印鑑の登録申請、登録の廃止の申請、または登録事項の修正等の届け出を受けた場合におきまして、法定代理人が被後見人と同行いたしまして、かつ、成年被後見人本人によります申請または届け出があるときは意思能力を有する者ということで判断をさせていただきます。

そのほか、第5条第3項、第6条第1項第4号につきましては、改正されております印鑑登録証明事務処理要領から引用しておりますので、それに合わせる改正でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 伊豆市印鑑条例の一部改正についての採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第5、議案第3号 伊豆市立認定こども園条例の一部を改正する条例及び伊豆市児童発達支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第3号について、提案理由を申し上げます。

本案は、新こども園、先ほど説明しましたがけれども、及び伊豆市児童発達支援センターの開園を令和2年4月1日としていたものを令和2年6月1日に改正するものでございます。

詳細について、健康福祉部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。



提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。  
健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議案第3号 伊豆市立認定こども園条例の一部を改正する条例及び伊豆市児童発達支援センター条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書の23ページ、24ページでございます。

今回、改正をお願いします条例につきましては、9月議会において議決いただきましたが、今、市長の提案の理由のとおり、4月1日開園を6月1日になるということで、ハイテンションボルトの納入がおくれたことにより完成が2カ月おくれることになりました。それに伴いまして、令和2年4月1日から令和2年6月1日に改正をお願いするものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 伊豆市立認定こども園条例の一部を改正する条例及び伊豆市児童発達支援センター条例の一部改正についての採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第6、議案第4号 財産の減額貸付の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第4号について、提案理由を申し上げます。

平成22年度に議会の議決をいただきました旧天城湯ヶ島支所の減額貸付について、貸付施設の一つである倉庫を解体する必要性が生じたことから、代替施設として同じ敷地内の旧防災倉庫の2階を貸し付けることの変更契約を行うため、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細にいて、総務部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

今回の減額貸し付けしてございます財産の変更についてでございますが、議案書の29ページをまずごらんいただきたいと思います。

まず、旧天城湯ヶ島支所の建物等の配置図でございます。

現在、この図で一番上の変更前物件というのがございます。こちらが機材倉庫と言われる倉庫でございまして、平成22年、支所等の建物と一緒に貸し付けたものでございます。今回、この絵でいう機材倉庫の上側、北側、入洞川があるんですが、台風19号により入洞川と機材倉庫との間ののり面が崩壊いたしました。いろいろ復旧等の工法を検討する中で、まずこの建物を解体し、のり面を復旧する必要があるということで、12月議会の追加補正でこの建物の解体費につきましては予算計上させていただきました。

今回、この建物の代替施設として、その右下にございます旧防災倉庫、こちらの2階をかわりの施設として貸し付けるに当たり、今回、変更をお願いするものでございます。

戻りまして、議案書27ページをお願いいたします。

平成22年議案第83号として可決いただきました財産の減額貸付の、まず財産の表示の変更

でございます。上の表が変更前、下の表が今回お願いする変更後でございます。変更となりますのが、まず上の表の2段目、建物（倉庫）、市山558番地1の鉄骨1階の延床面積207平米の倉庫、こちらにつきましては解体する必要があるということで、今回、この倉庫から下の変更後の同じく表の2段目、建物（旧防災倉庫）、同じく市山558番地1、こちら2階建てでございますが、2階部分の173平方メートルをかわりの施設として貸し付けるものでございます。

この倉庫の変更に伴いまして、平成22年に議決いただきました市の貸し付けの基準額がございますが、こちらにつきましては約1万円程度減額になるというものでございますが、貸付料や貸付期間等につきましては変更がございません。当初、貸し付けてあった建物207平米を旧防災倉庫173平米に変更することについて、お願いするものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 財産の減額貸付の変更についての採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

### ◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和2年伊豆市議会1月臨時会を閉会いたします。

皆様方には慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 田 忠 男

署 名 議 員 小 長 谷 朗 夫

署 名 議 員 西 島 信 也